



総理にならって 我々も新しい判断で

学んだ唯一の証は変わることに、昨今の国の様子をみてみると、平和な生活を望む全ての人々の頭上に、髪の毛一本で吊さくれているという抜き身の「ダモクレスの剣」が揺れているのを感じます。筆者が例えているダモクレスの剣とは、今の安倍政権のことです。なぜかを以下に書きます。

第2次世界大戦で敗戦国となつた日本は、戦争の悲惨から学び、学んだ証として昭和二十二年、現在の日本国憲法を制定しました。天皇が主権者である国から、人民が主権者である立憲民主主義の国へと変わったのはご存じの通りです。

今の憲法で不都合はない
日本国憲法は「主権在民」「基本的人権の尊重」「恒久平和主義」を三大特徴とし、それが三つ巴のように互いに関連づけられています。どれも欠けてもだめです。

主権在民を実現するには立憲民主主義でなければならず、基本的人権の尊重を実現するには民主主義で平和主義が続かねばならず、といった具合にです。平和主義を貫くために戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定め、国務大臣の文民性を基本とし、三権分立つまり司法・立法・行政の独立を統治の基本と定めました。

解釈改憲はイケンです

むしろ憲法は時代に合致しなくなる可能性もあります。よって改正もやむなしとなった場合に備え、改正手続きも定められています。九六条です。その手続きを守る限りにおいては憲法改正も可能です。そして

憲法改悪の意志 特定秘密保護法 安保法 盗聴法

去年今年人権蝕む悪法ばかり自由の誓の炎危ふし

ていまだに尾を引く自衛隊と憲法九条の関係は、自衛隊創設のとき、時の吉田茂首相が野党の追及に対し「自衛隊は（読んで字の如く）軍隊ではありませんん！」と詭弁を弄し、改正手続きをさぼったがゆえの咎めとして、いつまでも抜けぬ棘のように我が国を苛んでいるのです。

智に働けば角が立つか？ 角がたつても譲れぬものがある

では今の安倍政権は何が問題なのでしょう。震災対策だと思つて、なんとなく導入を許してしまつと、立法機能を国会から内閣に移すことになり、ずつと緊急事態だということにもできます。以後まともな選挙を実施しないこともできます。震災対策どころか、合法的に独裁政権が作れ、まさしく基本的人権の危機です。

この自民党の手口が、ヒット

交戦権を否定している九条の解釈を、立法府である国会にはからず行政府である内閣が勝手に変更し、従来の専守防衛なら許されるとする解釈からさらに勇み足で「集団的自衛権」という、戦争に巻き込まれる畏れの強い安保法制を制定しました。

これは憲法にさだめのある改正手続きをすつ飛ばして憲法の実質的な内容を変えたわけですから、九六条違反です。

この法案に賛成した国会議員は、最高法規である憲法を尊重・擁護する義務を定めた九六条に違反したことになります。改憲論者である憲法学者でさえそう言つてゐるのです。これら

は明らかな違反の二乗であり、三権分立の無視です。

②自民党の改正憲法草案では、基本的人権の制限や緊急事態条項の導入が目論まれている

●大規模災害時などに、首相にさまざまな権限を集中させる

「緊急事態条項」。この内容をご存知でしょうか。震災対策だと思つて、なんとなく導入を許してしまつと、立法機能を国会から内閣に移すことになり、ずつと緊急事態だということにもできます。以後まともな選挙を実施しないこともできます。震災対策どころか、合法的に独裁政権が作れ、まさしく基本的人権の危機です。

この自民党の手口が、ヒット

交戦権を否定している九条の解釈を、立法府である国会にはからず行政府である内閣が勝手に変更し、従来の専守防衛なら許されるとする解釈からさらに勇み足で「集団的自衛権」という、戦争に巻き込まれる畏れの強い安保法制を制定しました。

これは憲法にさだめのある改正手続きをすつ飛ばして憲法の実質的な内容を変えたわけですから、九六条違反です。

この法案に賛成した国会議員は、最高法規である憲法を尊重・擁護する義務を定めた九六条に違反したことになります。改憲論者である憲法学者でさえそう言つてゐるのです。これら

は明らかな違反の二乗であり、三権分立の無視です。

②自民党の改正憲法草案では、基本的人権の制限や緊急事態条項の導入が目論まれている

●大規模災害時などに、首相にさまざまな権限を集中させる

「緊急事態条項」。この内容をご存知でしょうか。震災対策だと思つて、なんとなく導入を許してしまつと、立法機能を国会から内閣に移すことになり、ずつと緊急事態だということにもできます。以後まともな選挙を実施しないこともできます。震災対策どころか、合法的に独裁政権が作れ、まさしく基本的人権の危機です。

この自民党の手口が、ヒット

交戦権を否定している九条の解釈を、立法府である国会にはからず行政府である内閣が勝手に変更し、従来の専守防衛なら許されるとする解釈からさらに勇み足で「集団的自衛権」という、戦争に巻き込まれる畏れの強い安保法制を制定しました。

これは憲法にさだめのある改正手続きをすつ飛ばして憲法の実質的な内容を変えたわけですから、九六条違反です。

この法案に賛成した国会議員は、最高法規である憲法を尊重・擁護する義務を定めた九六条に違反したことになります。改憲論者である憲法学者でさえそう言つてゐるのです。これら

は明らかな違反の二乗であり、三権分立の無視です。

②自民党の改正憲法草案では、基本的人権の制限や緊急事態条項の導入が目論まれている

●大規模災害時などに、首相にさまざまな権限を集中させる

「緊急事態条項」。この内容をご存知でしょうか。震災対策だと思つて、なんとなく導入を許してしまつと、立法機能を国会から内閣に移すことになり、ずつと緊急事態だということにもできます。以後まともな選挙を実施しないこともできます。震災対策どころか、合法的に独裁政権が作れ、まさしく基本的人権の危機です。



野党統一候補とされる
ながえ孝子氏

ラーが天下を取つた時のドイツの全権委任法をつくりだと言われるゆえんです。
 ●先の戦争では、政府によりどれだけの国民の人権が蹂躪されてきたかを思い起こせば、いまま数に物を言わせ憲法違反を続ける現政権を信用することは出来ません。そのままにしてよいはずがありません。
 七月十日には参議院議員の改選があります。異様な現政権の危険さに、愛媛県ですら四野党が統一候補を擁立する事態がマスコミ報道されました。(五月一日愛媛新聞ほか)

やよみ亭 出よう会

●地区のお年寄り達の交流会です。毎月第2、第3火曜日に開催。
 ●6月21日は「土生集会所」
 ●7月12日は「やよみ亭」での開始です。新規の参加歓迎

やよみ亭【映画研究会】

6月15日(水)午後7時~
 無料：どなたでもご自由に観きにおいでください。



●キューバ革命の指導者エルネスト・チェ・ゲバラの半生を描いた2部作の第1部。
 1955年7月、貧しい人々を救いたいと南米を旅するチェ・ゲバラは、キューバ革命を計画するフィデル・カストロと出会う。彼と同様、1956年28歳の若さで革命に乗り出した。ゲバラはキューバの独裁政治を打倒する。

あつちから

青木喜代子

今年も梅雨の入り。あちこちで田植えが始まった。島で一軒米づくりをしているアキラ君も、一家総出で田植えの準備。まず田おこし、水をはり、そして苗を植える。米は出来るまでに人の手を八十八回かけて私達の口にはいる。つて年寄りから聞いた。だから一粒も粗末にしちやいかん、と。



「お米を大切に」
 値パスして売れるといいねえ」と私が言うと、「大丈夫！東電で買ってもらいましょ。原発推進派の方にも」と夫が言った。そりやそうだ。あの震災後、何もなかったかのように

「やつぱり新米はおいしいわ」
 実際この度の熊本地震で、避難計画は机上の空論が皮肉にも証明された。どことが大丈夫だ！ またまた夫がひと言。電力会社幹部のみなさま、推進派のみなさまに、敷地内に住んでいたださましよ。」
 これ名案だわ。
 いったいそんなに電気がいるんだらうか？ 寒けりや半でん羽織り、湯たんぽを抱いて。暑けりや、戸を開けて、打ち水をして、十二時になったら寝ました。そんな暮らしには戻れませんかねえ！ 命の方がうんと大切だと思ふんですが...



海員組合を創った男・探訪

濱田國太郎を顕彰する会 (参加自由)
(毎月25日13時～。生名中央公民館2Fで開催)
(23)

神戸六甲山麓に、晩年の濱田國太郎が招聘した讃岐金毘羅さんをまつる雷声寺があります。雷声寺には、國太郎が2代目日本海員組合長の頃の、数少ない國太郎に関する写真が残されていて、それらには殆どタイトルも年月日も記されていないため、なかなか何の写真なのかは手がかりが掴めません。そんななかで、新聞記事と思われる切り抜きと共にある何枚かの写真は、なんとか撮影時期と、なんの写真相がわかるものがあります。

この3枚は説明がわりに貼り付けられていた切り抜きから、國太郎が組合長のとき。記

事の年が丁卯。これは二千年紀では1927年(昭和2)のこと。初代組



合長 嶺猪太郎が、がっつり辞任した年です。その年はまた、郵司同友会が日本郵船に対しストライキを打ち、一方で金融恐慌起ころ、と世の中は風雲急を上げる時期でもありました。掲載の新聞記事には、日本郵船(株)、日本海員組合、日本海員救済会、海員協会、大阪商船(株)、神戸高等商船学校の代表選手が、神戸高等商船学校海岸にて「第3回海上運動会」を挙行政した云々とあります。そのことから、最初の岸壁の写真は海上で繰り広げられるカッターレースの応援風景とみられます。

当時はこうして船主、労働者側が懇親しながら、共にそれを「後進子弟の教養発奮の資」(記事より)つまり人材育成に邁進していたことが伺われます。

國太郎はこのとき、海員組合長として開会の挨拶をしています。

が主体の時には、男性政治万歳。でも現在のようない医療や福祉、教育、文化などに重点を置くソフト事業となるとやはり配り目配りのこまやかな女性の視点が必要です。今までのような作るだけの政策ではなく、運用して育てていく、つまり毎日毎日繰り返される家事や子育てのような積み重ねへの転換。この生活に根差した政治への転換こそが、格差社会へのブレーキを踏むことになり、疲弊する地方の現状を救い、子供たちを守り、弱者救済の扉を開けていくと思うのです。

求められる議員の自覚と責任 施策の最終責任は議会にある

本年三月議会では、昨事業年

議会は機能不全に陥っていないか
行政サービスの公平・公正性が保たれているか、ですね
議員の仕事とは、これに尽きると思っています。その延長線上に、不急不要の事業が優先されていないか、あるいは役人の指揮監督が正しく保たれているかなどでしょうか。



有権者は議員のチェックをする義務がある

度内に事業完遂できなかった繰越事業が20件もありました。理由はありますが、行政にとつては極めて不名誉な事態です。中には一度否決されたにもかかわらず、再び提出されか着工すらできなかった事業もありました。

そんな当初予算案には賛成出来ないとする議員がいても決して不思議ではありません。いやむしろ、そんな予算案が、無修正で通過することのほうが不思議ではないのか。なぜそのような事態が発生するのか。

議員は選挙で選ばれたにして、当選すれば誰もが町民全体への奉仕者です。尽くすべき相手は町長ではない。そのあたり勘違いが、実は何人かの議員にあるのではないのでしょうか？

見えてこない議員の動き
とはいえ現実には、それぞれの議員が、議会活動や、会議でどのような発言をしているのか(あるいはしていないのか)は、有権者の目には充分届いていないと思われま

CATVでの議会録画中継、議会報等でも、情報は出てはき

制定前のパブリック・コメントト募集に際し、町内の各地区で逐条解説した条例案を回覧等

ですが、町民の皆さんに、なぜ賛成、あるいは反対なのか、議論の中心がよく把握されていないと感じることが多いところから、それが見て取れます。

岩合光昭写真展
可観い無料招待券
あります。
敷に限り、
あります。



尾道市立美術館
詳しくは (0848-23-2281)

本年三月議会で、県下の町村では初めての議会基本条例を我々は制定しました。条例には議会からの町民への情報発信の義務(二〇条)もうたわわっています。

選挙ではぜひ議員のチェックを
本年一〇月にはわが町の町長・議員選が予定されています。町がより良い進化を遂げられるかどうか。それはもう有権者の皆さんの双肩にかかっています。

生活に関わることを全てと言つてよいほど政治に関わりがあり、選挙が済めばあとはおまかせねては良い結果をもたらさないのは、すでにみなさんたつぷりの経験をお積りになったことではないでしょうか。

少ないとは思っていただけれど、日本の女性国会議員は、今でも全体の十一・六%。世界一九一か国の中でも一五七位と言ふ非常に不名誉な順位。こんなにならなくていいの？

大西幸江
ふわり
ふらっと
③



女性よ!
お金を稼いでくる男性的発想とか。そりやそうです。決めるのは大半が男性ですから。ちよつと前の時代のような高度経済成長期のハード事業